政令第二百九十四号

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項、第十三条第一項第一号及び第二号（これらの規定を同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百九十三条第一項第六号、第百九十五条並びに第二百三条第一項第五号及び第二項、同条第四項において準用する同法第五条第二項並びに同法第二百二十三条の三第七項及び第二百二十五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「前各号」の下に「、第十一号又は第十二号」を加え、同条に次の二号を加える。

十一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）

十二　公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）

第十九条第二項中「第五号まで」の下に「、第十一号及び第十二号」を加え、同条第三項に次の二号を加える。

四　再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託

五　公共施設等運営権の取得及び譲渡

第百十六条に次の一号を加える。

三　再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引

第百十七条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　資産運用会社に、再生可能エネルギー発電設備の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。

七　再生可能エネルギー発電設備の管理業務を行う資産運用会社に、再生可能エネルギー発電設備の管理を委託すること。

八　資産運用会社に、公共施設等運営権の売買の代理又は媒介を行わせること。

第百二十五条第三項に次の四号を加える。

五　当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。）

六　当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の賃貸借の有無及びその賃貸借の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。）

七　当該資産運用会社が自己の計算で行った再生可能エネルギー発電設備の管理の委託又は受託の有無及びその管理の委託又は受託の方法その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる場合に限る。）

八　当該資産運用会社が自己の計算で行った公共施設等運営権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に公共施設等運営権が含まれる場合に限る。）

第百二十六条第三項中「第四項」を「同条第四項において読み替えて準用する法第五条第二項」に、「同条第二項」を「法第二百三条第二項」に改め、「第五号まで」の下に「、第十一号及び第十二号」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第百三十条第一項の表第四十二条の二第三号の項、第二項の表第四十二条の二第三号の項、第三項の表第四十二条の二第三号の項及び第四項の表第四十二条の二第三号の項中「第十号」を「第十二号」に改める。

第百三十五条第三項中「第百十七条第九号」を「第百十七条第十二号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十五号

貸金業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「の規定による権限」を「並びに第四十四条の二第一項及び第三項の規定による権限並びに法第四十四条の三の規定による権限（貸金業者に関するものに限る。）」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年九月八日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十六号

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三